

鎌倉総第2236号

令和2年(2020年)11月19日

鎌倉市議会議長

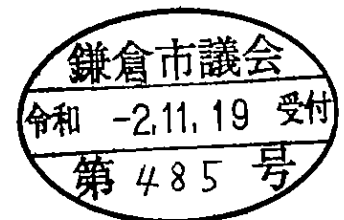
久坂くにご様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第 8 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (市民生活部商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 7 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

文書質問 7 号の質問について、未回答の部分があるので回答を求める。

鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」事業の取扱店舗の関係法令違反について、何時、何度、チェックするのか、違反があった場合どの様に対応するのか、の質問の回答がなされていないのでお答え頂きたい。

2 質問の理由

未回答なので。

3 答弁

文書質問第 7 号に対しお答えいたしましたとおり、事業活動に伴う関連法令は多岐・多数に及ぶものであり、個々の法令に係るチェック及び当該法令違反に対する対応については、各法令を所管する機関や担当課が、業務の中で知り得たものについて、法令上の規定に基づき厳正に対処いたします。

なお、本事業の取扱店舗登録にあたっては、各事業者から法令順守等についての誓約書をいただくとともに、本事業の趣旨に反する事業活動があった場合は、庁内の関連法令主管課及び関係機関とも情報共有・連携を図りながら、その是正を求めていくなど、適切な対応をまいります。